資料２－１

つくば市の社会情勢について

①少子・高齢化の進行 1
②国際化・グローバル化の進行 3
③ＩＣＴ（情報通信技術）化の進展 7
④市民の価値観の多様化 7
⑤地球規模での環境問題への対応 9
⑥地方分権・地域主権改革の推進 10
⑦安心・安全意識の高まり 11
⑧男女共同参画の推進 13
⑨協働まちづくり 14

まち・ひと・しごと創生総合戦略等の策定にあたり，今後のまちづくりに影響を及ぼすと想定される社会情勢の動向を以下のとおり整理する。

①少子・高齢化の進行

日本の人口は，平成 16 年をピークに減少へと転じ，以後長期の人口減少過程に入り，平成 42 年には 1 億 1,662 万人，平成 60 年には 1 億人を割って 9,913 万人，平成 72 年には 8,674 万人になるものと推計されている（国立社会保障・人口問題研究所，平成 24 年 1 月推計）。

生活様式が変化し，未婚者の増加や晩婚化が進み，平成 21 年の合計特殊出生率が 1.37（平成 24 年は 1.39 まで回復）になるなど，全国的に少子化の傾向にある。一方で，生活環境の向上や医療の進歩などに伴い平均寿命が伸び，世界でも例をみない速さで高齢社会を迎えている。

少子化に対応して，平成 15 年 9 月に「少子化対策基本法」が施行され，国を挙げての少子化対策が推進されてきたが，少子化には歯止めがかからず，0～14 歳の年少人口比率が，平成 17 年の国勢調査では 13.8%，平成 22 年 10 月の国勢調査では 13.2%となっており，出生率を高めるため，これまで以上に少子化対策を推進することが課題となっている。このため，次世代育成支援対策推進法に代わる子ども・子育て支援新制度が平成 24 年 8 月にスタートした。

高齢化に対しては，平成 7 年に「高齢社会対策基本法」が制定され，平成 13 年 12 月には「高齢社会対策の大綱」を閣議決定して，総合的な高齢化対策を推進しているが，65 歳以上の高齢化率が平成 17 年の国勢調査では 20.2%，平成 22 年の国勢調査では 23.0%，平成 25 年 9 月の推計人口（概算値，総務省統計局）では 25.0%と急速に高齢化が進んでおり，高齢者が安心して暮らせ，老後に安心の持てる社会づくりが求められている。

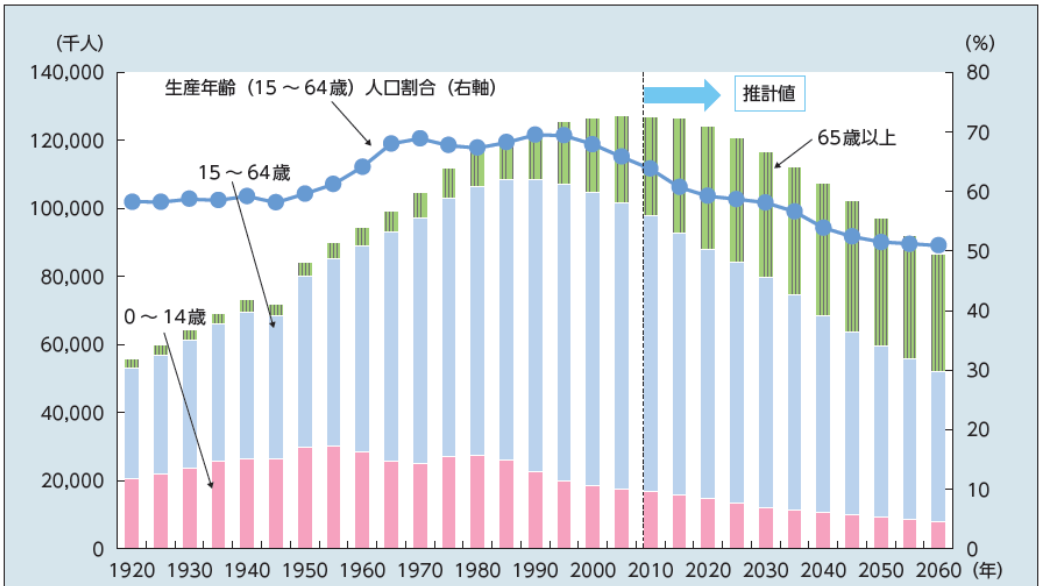

資料：2010年までは総務省統計局「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2012年1月推計）中位推計」
(注)　1945年は沖縄県を除く。

＜つくば市の状況＞

全国的には少子高齢化が進む中で，つくば市では市全体の人口が増加しており，年少人口，高齢者人口とも増加傾向で推移している。一方，構成比でみると年少人口は 15.6%で横ばい傾向，高齢者人口は 17.2%で増加傾向となっている。

図　人口と世帯数の推移（住民基本台帳，各年 10 月 1 日）

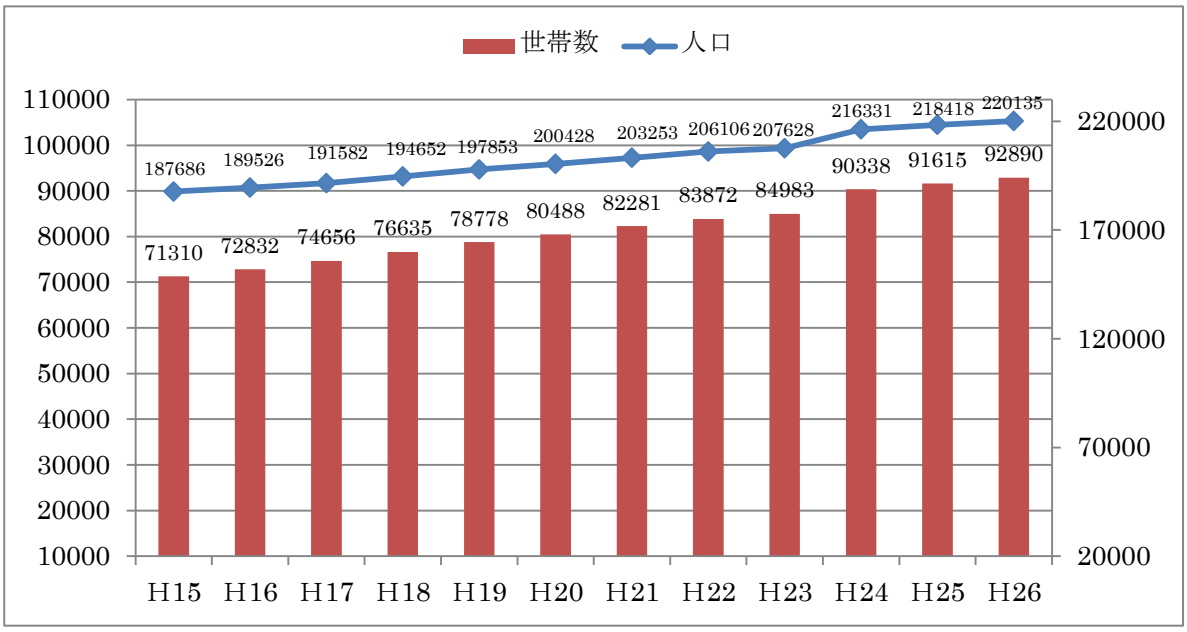

図　人口ピラミッド（住民基本台帳）

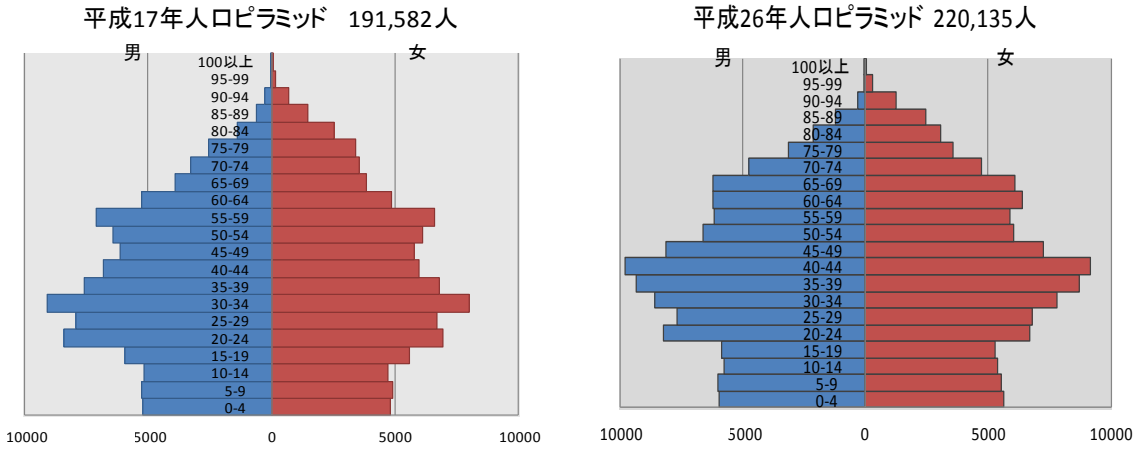

図　年齢別人口の推移（住民基本台帳，各年 10 月 1 日））

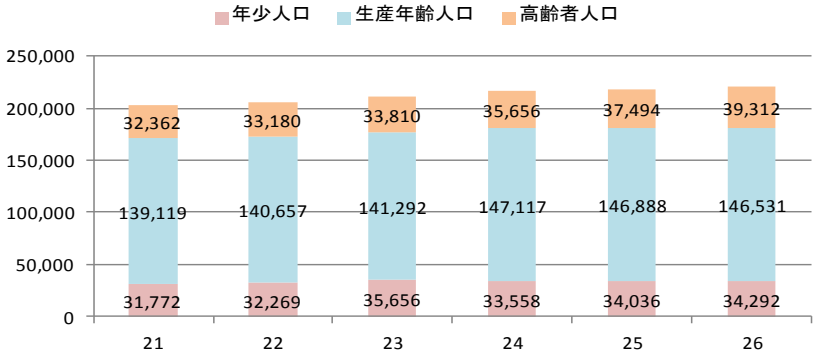

また，旧 6 町村別で見ると，筑波地区や茎崎地区に高齢者が多い一方，大穂地区，豊里地区，桜地区，谷田部地区は若年者が多いことが分かる。茎崎地区は住宅団地が多いため，高齢者の子供世代（30-44 歳代）も多く居住している。

桜地区は若年層が多い割に年少人口（0-14 歳代）が少なく，また，大学生を中心とした若年層が多く居住しているため，20-24 歳代が突出している。

このように，同じつくば市内でも，地区により全く異なる人口構成であることが分かる。

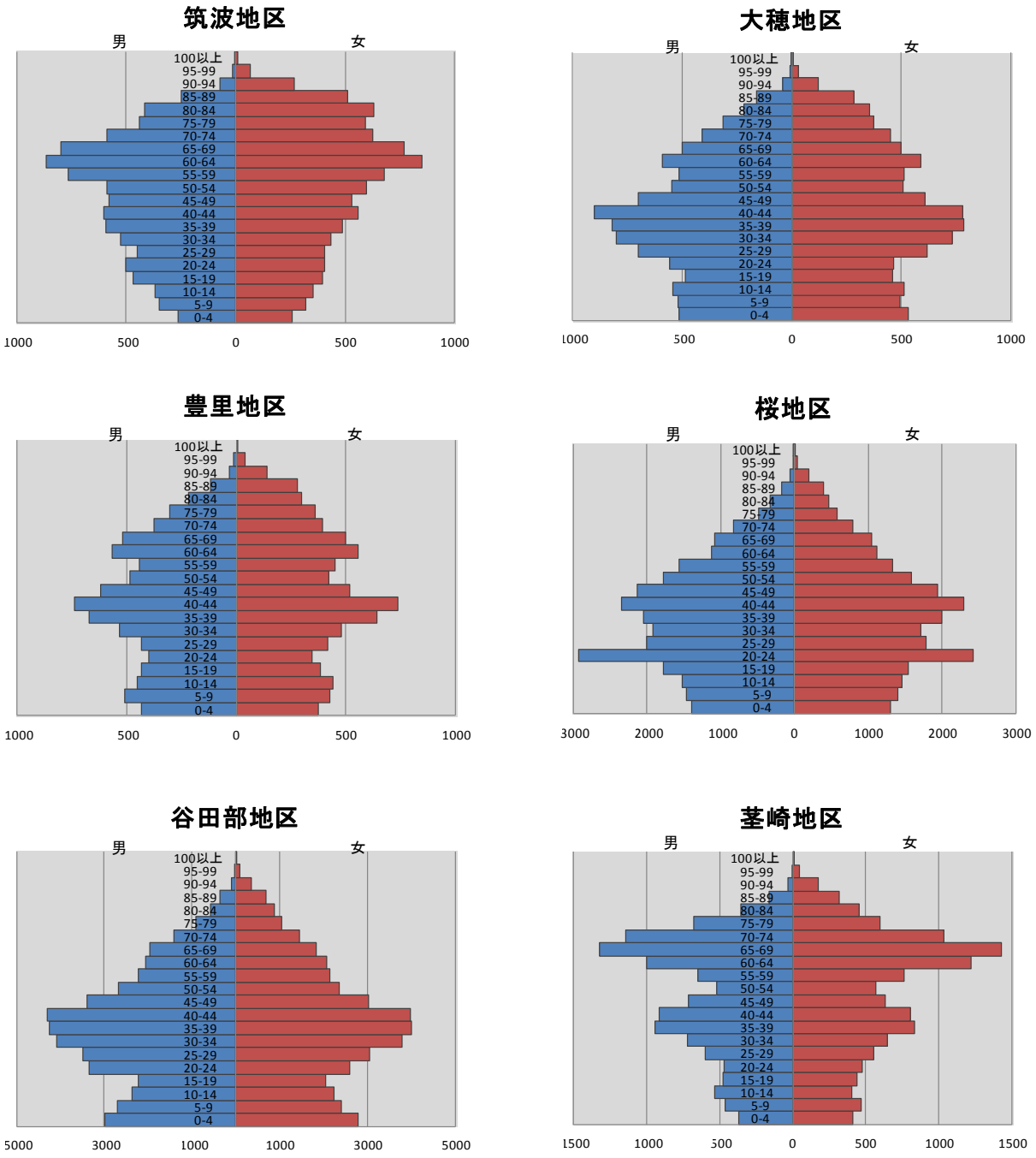

図　地区別人口ピラミッド（住民基本台帳，平成 26 年 10 月 1 日）

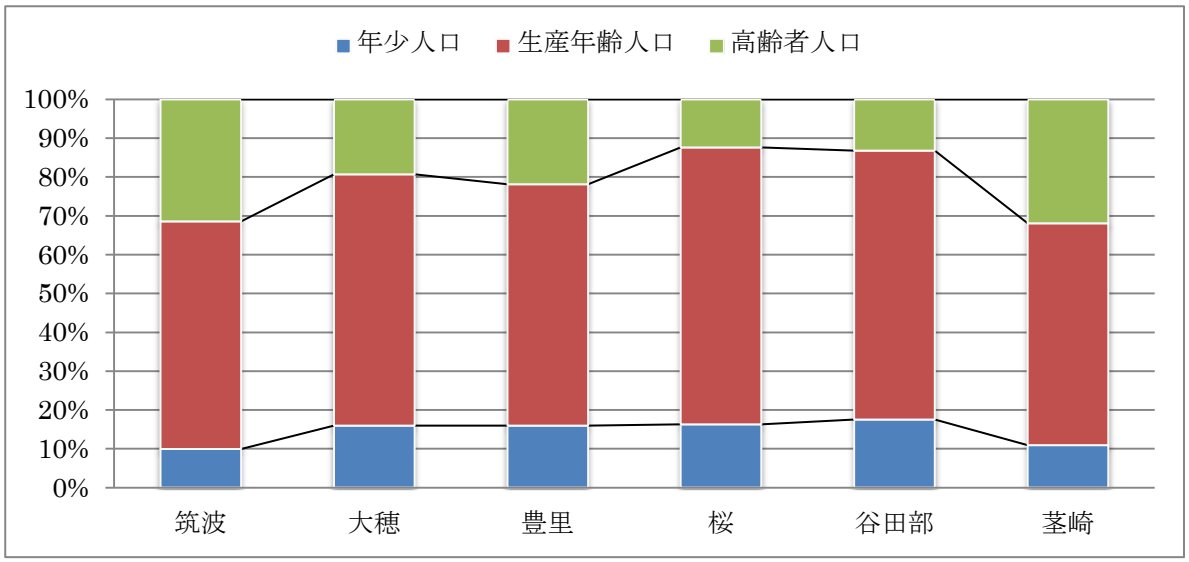

図　地区別年齢構成（H25.10.1 現在）

②国際化・グローバル化の進行

交通・通信手段の高度化等により，日常生活や経済活動における「国際化」が進展し，「人」や「もの」，「情報」の動きが活発化して，市民生活は豊かで便利になっている。そして，この急速に進む国際化・グローバル化に対応するため，外国への理解や国際感覚の向上が求められている。

一方，人件費などが安く，巨大な市場を抱える中国などへの企業の流出により，製造業の空洞化が懸念されている。アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機は，日本経済にも大きな影響を及ぼし，平成 20 年 9 月のリーマンショック以降，輸出に依存する体質の日本経済はとりわけダメージが大きかった。

平成 23 年には，欧州政府債務危機等により円高が急速に進行したが，平成 24 年 11 月からは一転，急激な円安基調となり，輸出産業にとって追い風となっている。

また，国は国際的な競争力が活発になる中で，先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中させ，我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成を図るべく，平成 23 年に「総合特区制度」を設立した。

現在，ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）協定の締結に向け，アジア太平洋地域において高い自由化を目標とし，非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な交渉が行われている。

その他，国では，外国からの観光客の誘致も積極的に推進しており，地方自治体による国際化対応の施策は，国際交流を中心としたものから，国際協力や外国人が暮らしやすい環境整備を中心としたものへと拡大しており，今後も国際化への積極的な取組が求められている。さらには，クールジャパン戦略として，コンテンツの海外展開を支援している。

＜つくば市の状況＞

市内には，世界有数の研究機関が集積していることから，研究者や留学生などの多くの外国人が居住している。その数は，136 カ国，7,194 人（平成 25 年）に及び，市全体の人口の約 3%にあたる。日本全体の外国人割合は 1.63%（平成 24 年）であることから，つくば市の外国人の割合は高い水準となっている。国別で見ると，中国が 2,676 人（37%），次いで韓国・朝鮮が 989 人（14%）となっており，アジア全体では 4,797 人（66.7%）となっている。外国人研究者数[1]は 5,078 人（平成 21 年度）となっている。

つくば市では「国際都市つくば」をキーワードに，国際化に対応する事業を展開しており，平成 23 年 5 月には「つくば市国際化基本指針」を策定し，この指針に基づいて国際化施策に取り組んでいる。

また，平成 23 年にはつくば市・茨城県・筑波大学の 3 者で申請した「つくば国際戦略総合特区」が国から指定を受け，つくばの知の集積を最大限に活用していくことで，日本の経済成長・発展や急速な少子高齢化，エネルギー政策など課題に対し，解決の糸口となるよう，絶え間なくイノベーションを生み出す新しい産学官連携拠点を目指していく。

その他，生活支援分野などの次世代ロボット産業の創出を目指すため，「ロボットの街つくば」推進プロジェクトを実施し，日本で始めてモビリティロボットの公道走行実験が行われている「つくばモビリティロボット実験特区」などを生かし，日本のライフイノベーション・グリーンイノベーションを牽引していく。

[1] 注：外国人研究者等とは，筑波研究学園都市の研究機関等に調査年度中に 14 日以上滞在した外国人研究者，研修生，教育者，留学生等である。

つくば市の国別外国人の割合（平成 25 年 11 月）

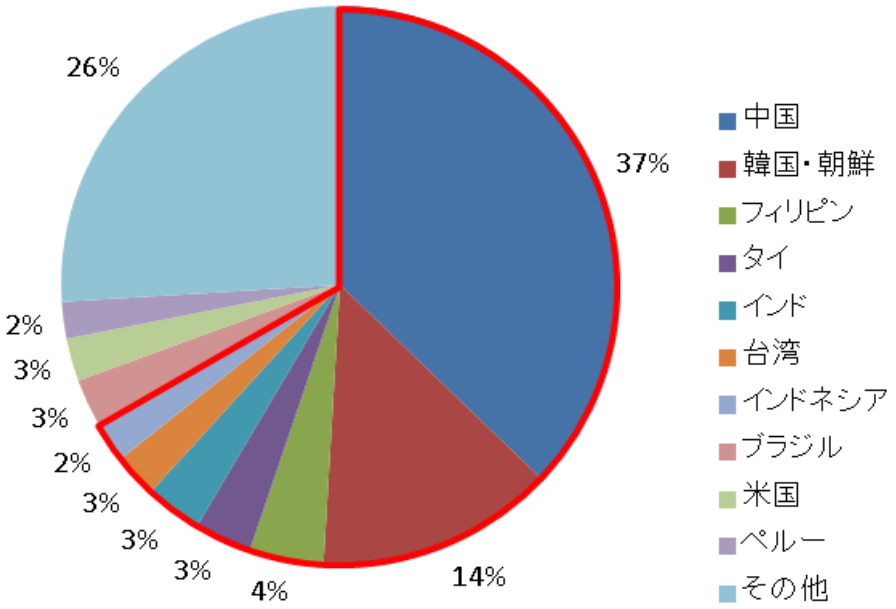

※赤枠はアジア地域

中国	2,676
韓国・朝鮮	989
フィリピン	308
タイ	237
インド	235
台湾	183
インドネシア	169
アジア計	4,797
アジア計（割合）	66.7%

ブラジル	197
米国	179
ペルー	153
その他	1,868
その他計	2,397

合計	7,194

単位：人

ロボットの街つくば

つくば国際戦略総合特区　７つのプロジェクト

③ＩＣＴ（情報通信技術）化の進展

携帯電話やインターネットの普及は，社会の高度情報化を急速に進め，産業分野に加えて，市民生活の場面においても大きな変化をもたらしている。ＩＣＴの発展により，情報のやり取りに関しては人的・物的移動の必要がなくなり，「情報圏」はボーダーレスのものとなっている。また，住み，働き，学ぶ場所の選択の幅が拡がるなど，生活が一層便利で豊かになっていく。

特に近年，ＩＣＴは成長のエンジンであり，あらゆる領域に活用される万能ツールとして，経済成長戦略と社会課題解決の要の位置にあるとされている。また，インターネットの社会基盤化を背景として，高速ネットワーク，とりわけ高速モバイル通信の普及を背景としたスマートフォンの普及，クラウド化に伴うビッグデータ・オープンデータ活用の高まりなど，ＩＣＴの新たなトレンドが生じている。

これらに対応するため，情報通信基盤を整備し，情報格差が生じないように配慮する必要がある。また，電子自治体の構築により，生活に必要な行政サービス情報をインターネットなどの利用により，いかに早く正確に提供できるか，正しい情報活用のための情報リテラシー（操作能力）教育の推進や個人情報の保護なども課題になっている。

こうした状況から，国ではこれらの課題に対し，平成 22 年度までには誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型のＩＴ社会の構築を目標とした「ＩＴ新改革戦略」（平成 18 年１月）が，また電子自治体の推進に向けて「新電子自治体推進指針」（平成 19 年３月）が，さらに平成 25 年 6 月には新たなＩＴ戦略として「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」が閣議決定されている。

＜つくば市の状況＞

つくば市では，平成 22 年 5 月の新庁舎開庁と合わせ，平成 22 年 10 月に情報化政策の基本的方向性や情報化施策を示す「つくば市情報化基本計画」を策定した。この計画は，新庁舎の高度な情報通信基盤を活用し，複雑多様化する市民のニーズに的確に応え，質の高い行政サービスを提供するとともに，行政事務の電子化を推進し，電子市役所の実現や地域の活性化を目指すものであり，その着実な推進を図っている。

具体的な取り組みとしては，地域交流センターや体育施設等の予約申し込みや空き状況確認ができる公共施設予約システムの運用開始（平成 16 年 4 月），住民票，印鑑証明書などのコンビニ交付の開始（平成 24 年 5 月），利用者が情報を探しやすい市ホームページの更改（平成 25 年 4 月）など，時間・場所を問わず行政サービスが受けられる環境の整備を行っている。

また，中央図書館においては，図書の予約・リクエストや利用状況の確認などインターネットを活用したサービスが提供されている。（平成 17 年 7 月開始）

学校教育においては，市内全ての小中学校に電子黒板，テレビ会議システム，タブレット端末等を配備し教育環境の充実を図っている。また，学校ＩＣＴ教育の推進のために総合教育研究所に学校ＩＣＴ指導員を配置し，各小中学校及び学園のホームページの維持管理やグループウェア「スタディノート」，つくばオンラインスタディ，テレビ会議，デジタル教科書を活用した学校ＩＣＴ教育実践の支援，さらには教員のＩＣＴ活用指導力向上研修を実施している。

④市民の価値観の多様化

近年，余暇時間の増加を背景として，従来の，物を購入することに価値をおく生活から，心の豊かさ，自然とのふれあい，家族と過ごす時間等，生活の豊かさや心のゆとりを大切にする生活価値を重視するようになってきている。人々の価値観やライフスタイルは，ますます多様化，個別化していくものと予想され，一方では，個人的な豊かさの追求に加え，ボランティアやＮＰＯ活動といった市民の社会貢献活動，地域コミュニティの中での豊かさの創造などへの関心が高まってきている。

また，若年層を中心に，フリーターの増加，家族観，結婚観の多様化，社会生活の変容などによって社会参加ができない者の増加などが，社会問題として指摘されるようになってきている。

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い，市民が行政に求めるサービスも多様化・高度化している。市民ニーズに対応するために専門的かつ高度な能力を有する職員の育成・確保などによる行政能力の強化が求められている。

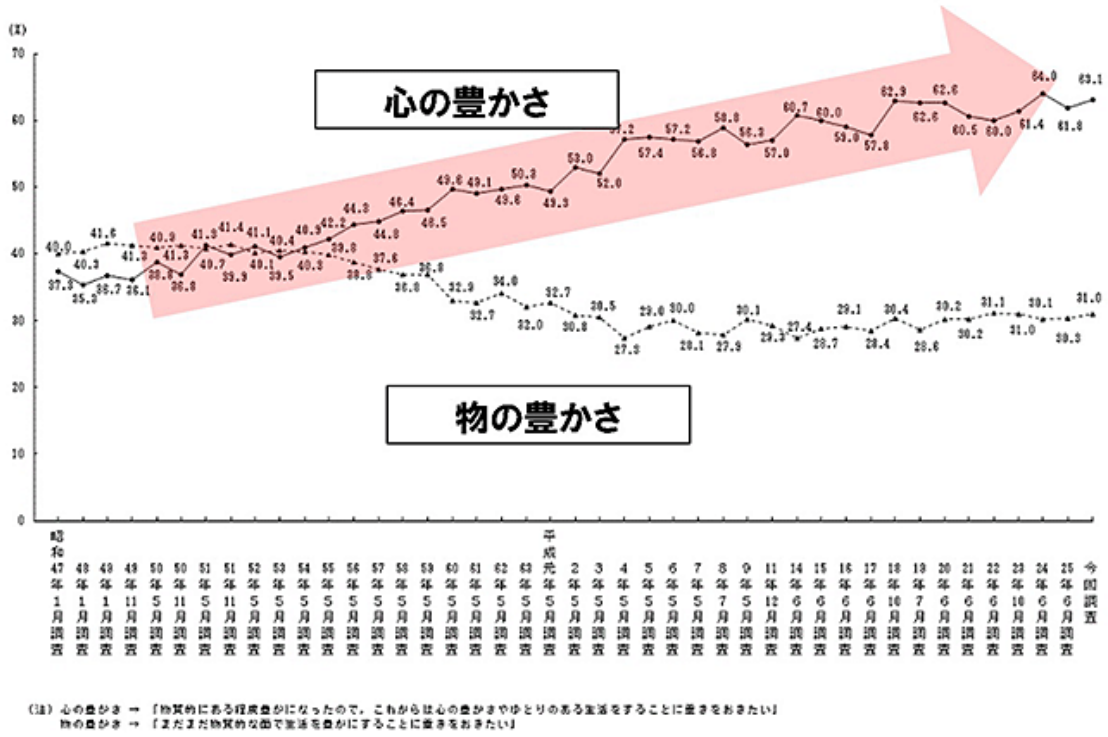

※出典：内閣府「国民生活に関する世論調査」（平成 26 年度）

＜つくば市の状況＞

つくば市のボランティアの状況を見ると，つくばボランティアセンターに登録しているのは，団体登録が 168 団体・5828 人，個人登録が 153 人，災害ボランティア登録が 55 人の合計 6,036 人（平成 27 年 3 月末現在）である。多くの方がボランティア活動に関心を持っており，福祉移動教室や出前講座などの実施によりボランティアの育成に取り組むとともに，ボランティア同士の情報交換の機会を設けている。一方，ＮＰＯ法人の数も，つくば市に主たる事務所をおく法人が 124 法人（平成 27 年 4 月 1 日現在）となっている。

若年層への支援として，つくば市ふるさとハローワークを通じた就業支援や，まち婚・婚活パーティなどのイベントを通じた結婚支援などを行っている。

市民が行政に求めるサービスの多様化・高度化に対応すべく組織の改編を行い対応するとともに，職員研修の充実や社会人採用など専門的かつ高度な能力を有する職員の育成・確保に努めている。

⑤地球規模での環境問題への対応

地球規模での環境問題への対応は，産業活動によるものだけでなく，一人ひとりの身近な生活レベルからの改善が必要となっており，自然環境・生態系の保全は，各地域においてはもちろん，広域的に取り組むべき課題となっている。また，水質・土壌の汚染や，森林破壊等を回避するため，環境に負荷を与えない暮らしを共通して理解し，ごみをなくして自然環境を積極的に活用していく，人と地球にやさしい循環型社会の構築が求められており，平成 12 年 6 月には「循環型社会形成推進基本法」が制定され，循環型社会への取組が明確に示された。

市民生活においては，エコ商品の購入，エコツーリズム，スローライフ，省エネ（スマート）家電等への関心が高まっており，また，自然の保全，生物多様性，ごみ問題，地球環境問題等に配慮したまちづくりが求められている。

平成 22 年 10 月には生物多様性への国際的な取組を進める生物多様性条約第 10 回締約国会議が名古屋で開催され，遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書と，平成 23 年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択された。

平成 23 年 3 月には東日本大震災が発生し，東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が放出され農林水産物等への蓄積の懸念が強まった。

＜つくば市の状況＞

環境モデル都市・つくば

つくば市の環境政策の中でも，特に力を注いでいるのが低炭素社会の実現である。つくば市には，多様な知見と幅広い技術を有する大学や研究機関の集積により，地球温暖化と環境問題の解決に寄与できる多くの知恵と技術が蓄積されている。他の地域のモデルとなる低炭素社会づくりを進めることが重要であるとの認識の下, 2030 年までに市民一人当たりのＣＯ２排出量を 50%削減することを目指した「つくば環境スタイル」が平成 20 年に提唱され，市民，企業，大学・研究機関，行政が一体となった『オールつくば』で低炭素社会づくりの取組がスタート，平成 25 年 3 月には環境モデル都市にも選定され，「つくば環境スタイル」の理念を引き継いだアクションプラン「つくば環境スタイル“SMILe”～みんなの知恵とテクノロジーで笑顔になる街～（つくば市環境モデル都市行動計画）」を平成 26 年 4 月に策定し，S，M，I，Le の 4 つの統合アプローチで,高齢者や子どもをはじめ，あらゆる層の人々が笑顔になる街の実現を目指す。

Smart　Community	コミュニティエコライフ
Mobility　Traffic	モビリティ・交通
Innovation＆Technology	最先端技術
Learning＆Education	環境教育，実践

つくば環境スタイル“SMILe”～みんなの知恵とテクノロジーで笑顔になる街～

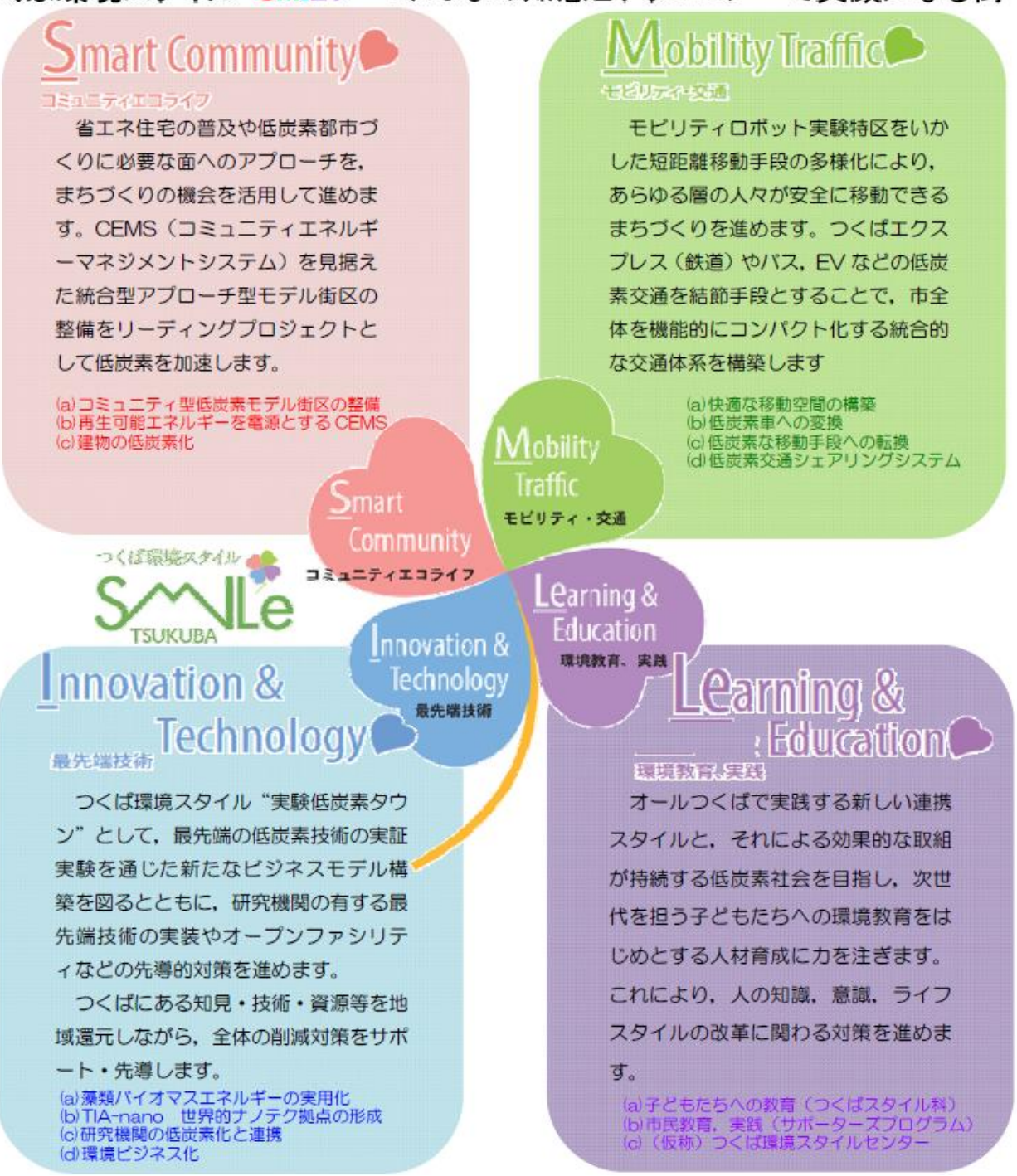

⑥地方分権・地域主権改革の推進

21 世紀は自治体や市民が自己決定・自己責任において，地域づくりを進めていく地域主権の時代であり，それぞれの地域に密着した市町村に国や県の事務を移譲し，その地域の特色を生かした分権型社会を実現することが必要とされている。

平成 12 年４月に「地方分権一括法」が施行され，第１期の地方分権改革が行われた。

平成 18 年 12 月には，国民がゆとりと豊かさを実感し，安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し，地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため，「地方分権改革推進法」が成立し，第２期地方分権改革がスタートした。 同法に基づき平成 19 年４月に設置された地方分権改革推進委員会で調査・審議が行われ，４回の勧告を内閣総理大臣に提出している。第４次勧告では，分権型社会にふさわしい「地方政府」には，自治財政権の確立，とりわけ地方税財源の充実確保が不可欠であることから，税源移譲，国庫補助負担金，地方交付税，地方債を一体的に検討するとともに，地域間の財政力格差を是正するための取組が重要であるとしている。

また，平成 22 年６月には，地域主権改革戦略大綱が制定され，日本国憲法の理念の下に，住民に身近な行政は，地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに，地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革である「地域主権改革」を推進していくこととされた。平成 23 年 8 月には地方自治法の改正に伴い，基本構想の議決義務が撤廃されるなど，地方独自の行財政運営がこれまで以上に求められることとなった。

その他，現在，国では，大都市制度のあり方や基礎自治体の担うべき役割などが議論されており，平成 27 年 4 月に改正地方自治法が施行され，特例市制度の廃止と中核市の人口要件が 30 万人から 20 万人に引き下げられたことにより，施行時特例市が保健所等を設置することにより，中核市に移行することが可能となるなど，地方分権の担い手である地方自治体の権限に対する議論が活発になってきている。

＜つくば市の状況＞

つくば市は，昭和 62 年 11 月 30 日に４町村の新設合併によって誕生し，その後，２度の編入合併を経て現在にいたっている。つくば市は国家プロジェクトとして６か町村の地域に筑波研究学園都市が建設されたことに伴い，都市の一体的かつ効率的・効果的な行財政運営の必要性から，新設合併によって誕生したわけであるが，地方分権の進展による平成の大合併の先導的役割も果たすことにもなった。

この間，26 年の歳月を経て，地方分権の進展など地方自治体を取り巻く状況も大きく変化するとともに，つくばエクスプレスの開業と沿線開発の進展によって新たな発展の基盤が整備されつつある。

平成 19 年４月には特例市に移行し，地方分権型社会の新たな担い手となる自主性・自律性の高いまちづくりを進めている。つくば市は，全国の特例市が集まり組織する全国特例市市長会の構成市であり，全国特例市市長会とは，構成市同士が，相互の緊密な連携のもとに特例市の行財政の円滑な運営及び進展を図ることにより，地方分権の推進に資することを目的として活動を行っている。全国特例市市長会は，年２回の総会や総務大臣との懇談会，自律可能な都市制度のあり方研究会（地方分権推進部会），財源確保推進部会を開催し，地方分権を推進するための調査研究活動及び国への要望活動等を積極的に行っている。つくば市では，中核市に関する研究会及び財源確保推進部会に参加し，地方分権の推進を目指して他の構成市と連携して活動している。

特例市としての権限移譲に加え，茨城県より「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」などにより，包括的な権限移譲を受けている。

⑦安全・安心意識の高まり

近年，安全・安心に対する市民の不安が高まっている。

防災面では，東日本大震災や集中豪雨，竜巻の発生による被害が発生しており，これらは日本国内のどこで発生してもおかしくない状況である。これらに対応するため，地域防災計画を基本とした防災対策の推進が課題となっている。特に，地域の安全性を確保する上では，地域コミュニティによる防災まちづくりが重要となっている。また，テロ対策等のため国民保護計画の適切な運用体制の確立が求められている。

防犯面では，凶悪犯罪の多発や振り込め詐欺など，子どもや高齢者等が被害となる例が多く，未然防止の観点からも，地域コミュニティによる防犯まちづくりが重要となっている。

交通安全対策，O157 やＢＳＥなどの食の安全対策，新型インフルエンザなどの感染症･健康対策を含めて，多面的な安全性の実施と，その結果として安心感のある社会づくりが課題となっている。

＜つくば市の状況＞

つくば市では，東日本大震災や竜巻による被害を経験し，防災対策の一層の強化を推進しており，ハザードマップや竜巻や地震対策をわかりやすく紹介するパンフレットを作成・配布し市民意識の高揚を図っている。

防災面においては，つくば市地域防災計画の策定（平成 19 年 2 月／平成 27 年度改訂予定），訓練等の実施，災害通知メールの配信などにより防災体制の確立を図っている。また，女性消防団を結成（平成 21 年 10 月）し啓発活動を実施している。

つくば市耐震改修促進計画（平成20年3月策定）については，地震に対する市民意識の高揚と建築物の耐震化に取り組んでいくきっかけになること，また，市が所有する施設をはじめとする公共建築物の耐震化を推進していくことを目的として策定した。市民と行政が協力し一体となって，建築物の耐震化率の向上を目指し，地震に強いまちづくりの実現を図っている。

防犯面においては，つくば市防犯･環境美化サポーターを配置し，「パトロール車」による市内巡回 ，学校・金融機関などへの立寄り警戒，防犯広報，車両防犯診断などを行っている。その他，地域や職域で自警団等の自主防犯ボランテイアを結成し地域が一体となって防犯活動を展開している。

消費者保護の取組みとして，消費生活の安全を図り消費者の利益を守るために，消費生活センターを設置し，通信販売や訪問販売等における契約のトラブル，悪質商法やクーリング・オフ制度についての説明・出前講座などを実施している。

⑧男女共同参画の推進

女性を取り巻く社会環境は，産業構造，地域社会，家族形態等の変化を受けて大きく変わってきている。生活の利便性向上による家事労働の負担の軽減，平均寿命の伸長による子どもの独立後の期間の長期化，核家族化や少子化等による世帯構成員の減少，自己実現願望の高まりなどによって，女性のライフスタイルは多様化し，特に就労面については，今や全雇用者数の 43.0%を女性が占めている状況にある（平成 27 年４月。総務省統計局労働力調査)。

少子・高齢化の進展に伴い人口が減少していく中で，豊かで活力にあふれた将来社会を築くためには，女性と男性がともに社会を支えていくことが必要であること，また，女性の社会参画への支援が男女平等の人権尊重の見地からも国際的潮流となっていることなどから，今後も女性の社会参画は着実に進展していくものと考えられる。

平成 11 年６月に「男女共同参画社会形成基本法」が施行され，平成 22 年 12 月には「第３次男女共同参画基本計画」が閣議決定され，経済社会情勢の変化等に対応して重点分野を新設したほか，平成 32 年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする目標に向けた取組を推進することなどが明記されている。

また，平成 19 年 12 月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに，平成 20 年４月には「女性の参画加速プログラム」（男女共同参画推進本部）が決定されている。

＜つくば市の状況＞

つくば市では，男女共同参画社会の実現に向け，男女共同参画都市を宣言（平成15年11月）したほか，つくば市男女共同参画社会基本条例を制定（平成16年3月）。平成25年には「つくば市男女共同参画推進基本計画」(つくばAPPLEプログラム2013～2017）を策定し，男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきた。平成27年4月1日現在，市の審議会等における女性委員の割合は28.1%となっている。

老若男女みんなが生き生きと暮らすヒントとなるような様々なテーマの講座「男・女（ひとひと）セミナー」や男女共同参画意識の幅広い啓発と，市民の交流促進を目的に「つくば男・女（みんな）のつどい」を開催し，男女共同参画意識の幅広い啓発と市民の交流促進を図っている。

■男女共同参画都市宣言

つくば市は，万葉の昔から続く悠久の歴史と豊かな自然に恵まれ，世界と日本の文化が溶けあう，人と自然と科学が調和しながら共存するまちです。

つくば市は，男女が互いに人権を尊重し，ともに個性と能力に応じて社会のさまざまな分野に参画し，義務も責任も協力してにない，いきいきと暮らすことができる社会をめざします。

私たちは，このつくば市に誇りを持ち，希望あふれる未来に向かってさらに発展し，世界に友情と平和の輪を広げることを願い，ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. 私たちは，男女が互いにひとりの人間として尊重しあい，自分らしく生きることのできるまち「つくば」をめざします。
1. 私たちは，男女がその個性と能力を発揮し，社会のあらゆる分野に対等に参画できるまち「つくば」をめざします。
1. 私たちは，男女が家庭でも職場でも協力しあい，思いやりあふれる地域社会をつくり，ともに楽しむことのできるまち「つくば」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日

⑨協働まちづくり

地方分権，少子・高齢化が加速する中で，行政は限られた財源をより効果的に活用していく必要がある。一方，行政を取り巻く課題は複雑化，高度化し，多様な価値観を持った市民への対応の工夫も求められている。

近年，市民協働を進めるための環境づくりの一環として，自治基本条例や市民協働条例，市民参加条例などを制定する自治体が出てきている。

また，身近な地域の課題に対応するボランティア活動やＮＰＯ活動なども活発になっている。ＮＰＯ法人については，平成 10 年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法」により，認証数（累計）が平成 16 年には 1 万を超え，平成 27 年 4 月末では 50,147 法人となっている。

さらに，豊富な人材層である団塊の世代の地域での活躍が期待されるが，地域の課題を市民自ら主体的に解決していくための仕組みづくりが必須であるとともに，地域性を重視した施策の展開，様々な市民活動への支援，人材育成や団体ネットワークづくりなど，市民による地域づくりが求められている。

＜つくば市の状況＞

平成 20 年 1 月「つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定し（平成 23 年 4 月改定)，「市民・事業者・市が手を携えた清潔できれいなまちづくり」を目指すべき将来像として掲げ，アダプト・ア・ロード事業，アダプト・ア・パーク事業などにおいて市民・事業者・市相互の連携を進めている。

また，市民，市民団体，企業及び行政が対等な立場でお互いに良きパートナーとして役割を分担し地域課題の解決に取り組むため，平成 21 年 4 月に「つくば市市民協働ガイドライン」を策定し，その推進を図っている。

市民主体のまちづくり活動を支援するため市民活動センターを設置し，その運営については指定管理者制度を導入しているほか，市民協働を推進するため物品貸出制度を運用している。また，アイラブつくばまちづくり寄付基金に積み立てられた浄財を活用して，公益的な市民活動を自主的に実施している市民及び市民活動団体に対し，アイラブつくばまちづくり補助金を交付することにより市民活動の活性化を図り，活力あるつくば市を目指している。

さらにＳＮＳを活用し，つくば市における市民活動情報の集約化を図るとともに，市民活動・区会活動の活性化を図ることを目的として「つくば市民活動のひろば」を運営している。

表　市民協働のまちづくりのいくつかの範囲

①	②	③	④	⑤
市民が主体的に活動する範囲	**市民の主体性のもとに行政の協力により行う**範囲	**市民と行政とが相互に協力して行う**範囲	**行政の主体性のもとに市民の協力を得て行う範囲**	行政が責任を持って対応すべき範囲
市民の責任範囲	**市民と行政との協働範囲**			行政の責任範囲

協働のイメージ略図

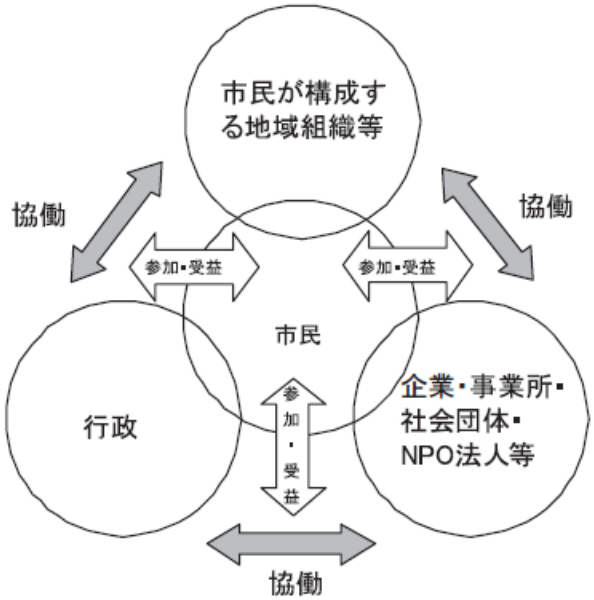

資料：「つくば市市民協働ガイドライン」（平成 21 年 4 月）